令和3年11月定例会 総務委員会(事前) 令和3年11月22日(月) 〔委員会の概要 未来創生文化部関係〕

井下委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。(13時02分)

これより、未来創生文化部関係の調査を行います。

この際,未来創生文化部関係の11月定例会提出予定議案について,理事者側から説明を願うとともに,報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】(説明資料,資料1)

- 議案第1号 令和3年度徳島県一般会計補正予算(第11号)
- 議案第4号 徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の廃止について
- 議案第5号 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につい て
- 議案第13号 徳島県立人権教育啓発推進センターの指定管理者の指定について
- 議案第14号 徳島県青少年センターの指定管理者の指定について
- 議案第15号 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の指定管理者の指定について

【報告事項】

- 〇 「とくしま青少年プラン2022」中間とりまとめについて(資料2-1, 2-2)
- 「とくしまマリッジサポートセンター(マリッサとくしま)」の移転リニューアル オープンについて(資料3)
- 「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の再延期について(資料4)
- 徳島文化芸術ホール (仮称) 整備事業について

上田未来創生文化部長

それでは、総務委員会説明資料によりまして、11月定例会に提出を予定しております未 来創生文化部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回,御審議いただきます案件は,債務負担行為並びにその他の議案等といたしまして,条例案及び指定管理者の指定についてでございます。

説明資料の1ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

未来創生文化部所管の公の施設に係る指定管理者の指定につきましては、後ほど御説明させていただきますが、各施設に係る指定管理者との管理運営協定におきまして、債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

まず、男女参画・人権課所管の徳島県立人権教育啓発推進センターの管理運営協定におきましては、令和4年度から令和8年度にかけ3億800万円、次に次世代育成・青少年課所管の徳島県青少年センターの管理運営協定におきましては、令和4年度に5,694万3,000円、文化・未来創造課所管の徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の管理運営協定におきましては、

令和4年度から令和8年度にかけ1億4,334万円,以上3件の管理運営協定におきまして,債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

2ページを御覧ください。

次に, その他の議案等につきまして, 御説明いたします。

(1)条例案でございます。

まず,ア,徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例についてで ございます。

指定NPO法人制度として,徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例により2 法人を指定していたところ,2法人とも国の制度である認定NPO法人に認定されており,県の指定によらず認定更新できる見込みであることから,指定の有効期間が満了することに伴い,徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止するものでございます。

施行期日につきましては、令和3年12月22日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日としております。

次に、イ、徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

青少年センターの利便性の向上に資するため、同センターの位置を寺島本町西一 丁目 アミコビル内に変更するとともに、新たに設ける施設の利用料金の基準額を定める等の必 要があることから改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和4年1月1日としております。

- 3ページを御覧ください。
- (2) 指定管理者の指定についてでございます。

未来創生文化部所管の公の施設における指定管理者の指定につきまして、議決をお願い するものでございます。

アの徳島県立人権教育啓発推進センターでは、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、特定非営利活動法人徳島ヒューマンネットを、イの徳島県青少年センターでは、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの期間、徳島県青少年センター共同事業体を、ウの徳島県立阿波十郎兵衛屋敷では、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、特定非営利活動法人阿波農村舞台の会を、それぞれ施設の指定管理者として指定するものでございます。

なお,資料1,未来創生文化部指定管理候補者の選定結果についてに,選定理由等を記載しておりますので御参照ください。

以上が、今議会に提出を予定している案件でございます。

それでは、この際、4点御報告させていただきます。

資料2-1を御覧ください。

とくしま青少年プラン2022中間取りまとめについてでございます。

1の計画策定の趣旨でございますが、現計画の計画期間が今年度末に終了することから、徳島県青少年健全育成条例に基づく青少年の健全な育成に関する基本計画及び子ども・若者育成支援推進法における都道府県子ども・若者計画として、とくしま青少年プラン2022を策定するものでございます。

2の計画の期間としては、令和4年度から令和8年度までの5年間、3の計画の対象は おおむね30歳までとし、円滑な社会生活を営む上で困難を有する30歳代も対象としており ます。

4の計画の施策体系でございますが、基本理念として、未来に向かって挑戦し、成長・活躍できる「とくしま」の実現を掲げ、全ての青少年の健やかな育成をはじめ、五つの基本目標を定めております。さらに、困難な状況に応じた支援や子育て支援の充実と子供の居場所づくりなど、新たな課題にも対応する15の基本施策を掲げ、具体的な取組を進めてまいります。

5の意識調査でございますが、計画策定の参考とするため、県内の青少年を対象にした 意識調査を実施しております。

6の今後のスケジュールといたしまして、県議会で御論議を頂くとともに、パブリックコメントを実施し、その後、徳島県青少年健全育成審議会での御審議、答申を経まして、令和4年2月定例会の総務委員会において計画最終案を御報告申し上げる予定としており、今年度中に計画を策定してまいりたいと考えております。

なお、中間取りまとめの詳細につきましては、資料 2-2 を御参照ください。 次に、資料 3 を御覧ください。

とくしまマリッジサポートセンター,マリッサとくしまの移転リニューアルオープンに ついてでございます。

アミコビルへの移転、リニューアルを進めてまいりましたとくしまマリッジサポートセンター、通称マリッサとくしまにつきましては、11月26日にプレオープン、11月27日にグランドオープンする運びとなりました。移転後の相談時間、オープニングセレモニー等につきましては記載のとおりとしており、新たなマリッサとくしまの主な機能の充実といたしましては、プライバシーを確保した相談コーナーの拡充、プロフィール写真撮影スペースの新設などプライバシーの確保と利便性の向上を図ることとしております。

次に、資料4を御覧ください。

ワールドマスターズゲームズ2021関西の再延期についてでございます。

ワールドマスターズゲームズ2021関西につきましては、来年5月に開催予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、大会の開催条件である、海外からのある程度の自由な参加及び安心して競技、交流、ツーリズムを楽しめる環境が満たされないことから、去る10月26日、組織委員会は大会を再延期すると決定しました。再延期後の新会期は2026年5月を目指すこととしており、今後、国際マスターズゲームズ協会の承認を経て正式決定となります。

延期後の大会において、安心してスポーツツーリズムを楽しんでいただけるよう、これまでの知見をしっかりと継承、発展させ取り組んでまいります。

最後に、資料はございませんが、徳島文化芸術ホール(仮称)整備事業についてでございます。

去る9月定例会の当委員会で御報告しましたとおり、審査委員会において優先交渉権者を決定し、11月17日には優先交渉権者と県が相互協力し、円滑かつ確実に本事業を遂行するため、必要な事項を定めた基本協定及び基本設計業務契約を締結したところであります。

今後、基本設計の成果をしっかり確認した上で、実施設計業務契約を締結することとしております。

また,施設の完成後を見据え,年内には管理運営計画の検討を開始することとしており,徳島文化芸術ホール(仮称)の早期開館に向け,引き続き取り組んでまいります。 報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井下委員長

以上で説明等は終わりました。 これより質疑に入ります。 それでは、質疑をどうぞ。

元木委員

それでは、県内NPO団体の活動について御説明がございましたので、何点か疑問点をお伺いさせていただきますので、お分かりになる範囲でお答えいただけたらと思います。

まず、議案第1号、令和3年度徳島県一般会計補正(第11号)の予算についてであります。

今回の御報告におきまして、指定管理者の選定に伴う債務負担行為の設定を行うということで、とりわけNPOにおきましては、特定非営利活動法人徳島ヒューマンネット、特定非営利活動法人阿波農村舞台の会が県有施設の指定管理を受けているところでございます。

資料によりますと、徳島ヒューマンネットが基準額ベースで年間約6,380万円で令和4年度から令和8年度まで、阿波農村舞台の会では基準額ベースで2,866万8,241円で令和4年度から令和8年度までの契約と伺っております。また、資料では各団体の選定理由やコストの低減策、サービス内容についての業者からの提案を詳細に記載いただいているところでございます。

県有施設の管理主体につきましては、さきの他部局の議論もございましたけれども、NPOのほかに県などの行政機関が直営で行われる場合もございますし、民間事業者に任されることも想定されるところでございます。

そこでお伺いをしたいのですけれども、効率的かつ効果的な県有施設の管理を進めていくに当たりまして、NPOが行うことによりどういったメリットがあるのか、教えていただけたらと思います。

大久保未来創生政策課長

NPO法人によるメリットについてございます。

指定管理で申し上げますと、NPO法人をもって何か理由がというところではなく、競争の中でNPO法人が選ばれていると認識しております。

ただ、NPO法人はその施設のジャンルについて、これまでも様々な活動をしてこられた団体であるということで、内容について非常に明るい団体ではなかろうかと思います。 そういったところについては、一定のメリットがあるのではないかと考えているところで ございます。

元木委員

御承知のとおり、県等の行政が直営する場合というのは、いわゆる税金で賄うということでございます。民間企業であれば、飽くまでも利益優先となりますが、NPOの場合は 寄附金を中心にお金を集めて、そういったお金で行っております。そういう中で、NPO に寄附されている一部の方々の意思に引っ張られることのないように、広く県民の方々が活動によって利益を受けることができるような方向で、しっかりとこれからの指定管理制度を継続していただきたいと願う次第でございます。

次に、県内のNPO団体全般の取組の現況についても詳しくお伺いさせていただきます。

これまでのNPOの取組を通じて、県としてはどういった課題を発見され、また課題解決に向けてどういった取組をされているのか、お伺いします。

大久保未来創生政策課長

県内のNPO法人の現状、課題について御質問を頂いております。

NPO法人は、いわゆるNPO法に定めます認証を受けた団体です。その背景はボランティア活動の団体に一定の法人格を設けることで、活動をより安定して継続してやっていけるようにする制度でございます。

本県の状況としましては、令和3年9月末現在で364団体のNPO法人が認証を受けておりまして、人口10万人当たりで割り戻しますと全国で7番目と、全国的にもNPO法人の活動は活発な状況ではなかろうかと感じておるところでございます。

課題ですけれども、これは本県に限ることではないのですけれども、やはり寄附に支えられている団体というところが大きなところでございますので、財政基盤的な問題があります。あと、組織としては、ボランティア活動のときには、いわゆるキーマンがおられて、そのキーマンの方が引っ張っていっておられるという状況がございますけれども、長年活動してこられる中で高齢化が進んで、その後を引き継いでいかれる後継者の方がなかなか見付かりにくいというところも課題であるとお伺いしているところでございます。

資金面の課題については、直接県が助成金というわけではないのですけれども、様々な団体からNPO、ボランティア団体に対する助成金がございますので、そういった情報を発信いたしますとともに、県民活動プラザではゆめバンクとくしまということで、県民活動プラザに頂いた寄附金を活用しまして、活動する団体さんに事業を御提案いただいて採択して、助成する取組も行っております。

また、人材面では、やはり人材育成が大事かと思いますので、大学と連携した大学のボランティアパスポートというお試し体験や、小中学校、高等学校へNPOの団体の方を派遣いたしまして、出前事業ということで、いろいろと活動を聞いていただいて、NPOやボランティア活動に参加していただくようなきっかけを作っていくという取組を進めているところでございます。

元木委員

全国的にもNPO団体の数はトップクラスであるという御説明ですとか、また幾つか課題の提案をしていただいたところでございます。

御承知のとおり、個人で熱心にされる方がどんどん高齢化して、なかなか後が育ってい かないというような部分もあると、地元でもお伺いしております。

是非、NPOの数が多い徳島県が県民福祉の向上に向けて、NPOをもっと有効に生かしていけるような仕組みを考えていただきたいなと願う次第でございます。

360余りのNPO団体それぞれの活動に目的があって、その目的に進んでいかれている と思います。NPOの実際の活動が目的に合ったものとなっているのか、つまり合目的性 について、県としてどういった観点で評価をしているのか、お伺いさせていただきます。

大久保未来創生政策課長

NPO法人の活動についてでございます。

先ほど委員のほうからもお話がございましたけれども、NPO法人は、それぞれ自主 的、自立的な活動の中で目的を持たれて、その目的達成のために活動しておられるという 状況でございます。

NPO法の中には、NPO法人として活動する目的として20項目が定められております。これは限定項目でございますので、この20項目について活動される団体として活動していただいていると理解しております。

それで、県による活動の制限はないのですけれども、活動された団体につきましては、NPO法により、毎年度活動終了後に県のほうへ活動報告書を提出していただいて、県民の皆様に見ていただけるような制度になってございます。その中で、どういった活動をしているのかを確認できるという状況でございます。

元木委員

本県は、人口減少、高齢化が進みまして、行政ニーズの多様化や細分化が進んでいる中、非営利団体の役割はこれからもますます重要になってくると思います。高齢化や硬直化の進むNPO団体の再生、また時代に合った形での進化がこれ以上に求められていると感じているところでございます。

内閣府地域活性化推進室によります特定地域再生計画の推進においてもNPOは地域課題の解決に重要な役割を果たしており、本県の経済、社会にとって共通の特定政策課題の解決にも資するものでございます。

最後にお伺いさせていただきますけれども、県としてこれまでのNPO振興の取組を踏まえまして、今後どのように施策を進化させていくのか、お伺いさせていただきます。

大久保未来創生政策課長

今後の取組でございます。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、やはりNPO法人、ボランティア団体も含め、社会貢献活動団体を県としてもしっかり支えていくため、できるだけのことをやっていきたいと考えております。

具体的には、とくしま県民活動プラザという情報発信の施設を沖洲に構えております。

そちらで様々な講座の実施,情報発信,情報提供,団体のお困り事があればお聞きしてアドバイスを差し上げる。また,法律の関係で,どのような手続が必要なのかといったようなこともアドバイスをさせていただけるところもございますので,そういった形で活動しておられる団体をしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

元木委員

県のNPO振興についての熱意は、よく理解できたところでございます。

一方において、先ほどもお話しいただいた様々な課題に加えまして、市町村間での格差の問題、団体会員の高齢化、世代交代がうまくいっていないなどの理由の課題があると感じております。

さらに、コロナ禍によりまして活動が停滞していることや、デジタル化の進展により、各団体の取組が見えにくくなっていることも寄附集めの阻害要因になっている一方で、こういった情報通信技術の活用によりまして、新しい展開も期待されるのではないかという気もしております。また、個人が実質的に会長や事務員さん等を兼ねているケースもあるのではないかという中で、負担軽減に向けた何らかの支援も必要となると感じております。

今後とも、県ならではの視点でNPO団体を育成し、寄附の文化を醸成することで、NPO団体の活動の幅が広がってくると思います。

NPO法制定時の原点に立ち返りまして、これまでの取組を振り返りながら、行政や民間事業者との緊密な連携や明確な役割分担の下、行政や民間の力では解決が困難な県政の課題に向けてしっかりと向き合って、取組を進めていただきますよう要望させていただきまして終わらせていただきます。

井下委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、未来創生文化部関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。(13時24分)